CORPORATE GOVERNANCE

Mitsubishi Shokuhin Co., Ltd.

## 最終更新日:2019年6月25日 三菱食品株式会社

代表取締役社長 森山 透 問合せ先: IR室 03-3767-5204 証券コード: 7451

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/

## 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1.基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1- 】 CEO等の後継者計画の策定·運用

当社は、企業理念・経営戦略とも連動した最高経営責任者をはじめとする経営幹部の後継者育成に努めております。一方で、現時点においては、 最高経営責任者等の具体的な後継者計画については定めておりません。今後、適切な時期に計画を策定したいと考えております。

【補充原則4-3- 】 CEOの選解任に関し、客観性・適時性・透明性ある選任手続

【補充原則4-3- 】 CEOの選解任に関し、客観性・適時性・透明性ある解任手続の確立

当社は、CEOの選解任については法令に基づく機関決定に沿った対応としており、現時点においては、指名委員会設置等によるCEO他経営陣の 選解任手続は定めておりません。今後、適切な時期に手続を策定したいと考えております。

【原則4-10】任意の仕組みの活用による、統治機能の更なる充実

社外取締役には取締役会において問題提起を含め積極的に発言を求めており、また、非常勤の社外監査役は独立した立場から発言を行っていることから、業務執行の監視・監督及び監査は、現状の監査役制度にて十分に機能していると判断しておりますが、統治機能の更なる充実について検討を進めております。

【補充原則4-10-】 諮問委員会設置等による、指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言

当社は、2018年4月1日付で、取締役会の下に構成委員の過半数を独立役員とする「報酬諮問委員会」を設置し、社長の報酬の内、個人業績と連動させた変動報酬(賞与)について、独立役員の助言を得ております。指名に関する委員会は、現時点では設置しておりませんが、取締役会の決議に先立ち、独立役員に対し候補者の選任理由等について説明を行い、必要に応じて助言を得ております。

今後、独立役員が企業価値向上に寄与するための環境の整備について、更なる検討を進めて参ります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式に関する方針・議決権行使基準の開示等

当社の政策保有に関する方針

当社は、中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るために、取引先との関係強化等の観点を踏まえ、必要と判断した場合に限り、上場株式を 保有することとしています。

継続して保有する必要がないと判断した場合には株式の売却を進め、政策保有株式の縮減に努めております。

#### 政策保有株式の保有の適否に係る検証

当社は、個別の政策保有株式について、取引先との関係強化等の観点を踏まえた保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を年1回取締役会で検証しています。

#### 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に繋がるものか、また当社の企業価値を毀損させる可能性がないか等について定めた議決権行使基準に基づき精査した上で、各議案について適切に議決権を行使しています。

【原則1-7】 関連当事者間の取引の枠組み開示、取締役会による手続の監視

取締役の利益相反取引については、社内規定にて取締役会の事前承認を得ることとなっており、承認後は取締役会にて定期的に報告する体制となっています。

また、親会社である三菱商事株式会社との取引については、本報告書1.4「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

## 【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、キャッシュバランス型の確定給付企業年金制度を採用しております。企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産管理運用機関に年金資産の運用を委託しています。受給者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、年金資産の運用に関する基本方針の下、リスクとリターンを勘案した年金資産構成割合を策定し、年金資産の運用状況については、最高財務責任者(CFO)及び総務人事担当役員、経理・人事の責任者等で構成する「年金委員会」において定期的にモニタリングを行い、必要に応じて年金資産構成割合等の見直しを行うこととしております。なお、年度毎の年金資産の運用実績等については、「年金委員会」で確認後、その結果を取締役会に報告することとしております。

【原則3-1(1)】 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

#### 企業理念

当社は、三菱グループ共通の理念である『三綱領』を企業理念とした上で、当社の事業に合わせ、『「中間」から「中核」へ。 食と暮らしの明日を創造する』を当社の企業ミッションとしています。 当社は、従来の「中間流通業」の枠を超え、食と暮らしのバリューチェーンの「中核」を担う企業として、明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献していくことを目指しています。

### 経営戦略·経営計画

当社は、2016年度からの経営方針として『経営方針2020』を策定しております。

「"より良い"を積み重ねて、日本の食を支える」存在であるために、3つのアプローチ総合食品商社として、ii 三菱商事グループとして、iii「中核」 を目指す企業として)に沿って自らの機能強化・事業規模拡大に取り組むことにより、当社の価値向上を図ります。

『経営方針2020』の詳細は当社ホームページに掲載していますので、以下のURLをご参照下さい。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/pdf/managementpolicy.pdf

## 【原則3-1(2)】 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

#### 基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めています。

#### 基本方針

上記の基本的な考え方に従い、当社では取締役会・監査役会の構成、取締役・監査役候補者の選任方針、役員報酬については、社外取締役・社外監査役を含めた取締役会で審議を行い、経営監督の実効性を確保する体制を整備しています。

また、株主の権利を尊重し、適切な権利行使のための環境や、株主・投資家との対話を積極的に行う体制を整備するとともに、経営計画に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSR等の非財務情報の開示を適時・適切に行う等、ステークホルダーのご期待に応えるべく取り組む方針としています。

以上の基本的な考え方・基本方針に基づく具体的な方針や取組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

#### 【原則3-1(3)】 経営陣幹部・取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準としており、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定しています。決定方法については、2007年3月開催の定時株主総会で報酬枠を年額5億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しています。

## 【原則3-1(4)】 経営陣幹部の選解任と役員候補の指名方針と手続

当社は、取締役・監査役を次の考え方で選任しています。

また、個別の人事案については、取締役会で決定することとしています。

### 取締役

当社の取締役は、食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任し、また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任することとしています。

## 監査役

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任することとしています。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役・監査役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

## 【原則3-1(5)】 取締役・監査役候補者の選解任理由

取締役・監査役候補者の選解任理由については、当社ホームページに掲載の定時株主総会招集ご通知に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders \_ meeting.html

## 【補充原則4-1-】 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の明確化、概要の開示

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資 案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しています。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を 含め執行役員に委ねることとしています。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定してい ます。

### 【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準の策定、開示

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)~(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断しております。

## <社外役員の独立性判断基準>

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(1)
- (2) 当社の定める基準を超える取引先(2)の業務執行者
- (3)当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者

- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附(3)を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者
  - 1業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。
  - 2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。
  - 3一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)~(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

## 【補充原則4-11-】 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続の開示

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の 実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役2名を含む計10名で 構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、取締役会で次のとおり決定しています。

## 取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担 当する執行役員の中から選任しています。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任していま す。原則として、取締役の総数は12名以内としています。

#### 取締役候補者の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

#### 【補充原則4-11- 】 社外役員を含む取締役・監査役の兼任状況の開示

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告等にて開示していますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders \_ meeting.html

### 【補充原則4-11- 】

当社は継続的に取締役会の実効性を高めるため、2016年度から取締役・監査役の全員に対し取締役会の構成・運営に関するアンケート及びインタビューを行い、その集計・分析結果を取締役会において確認しております。2017年度の取締役会の実効性評価において意見があった、社外役員に対する更なる情報提供の充実については、取締役会以外の場においても経営陣と自由に意見を交換する場を設ける等の施策により、改善を図って参りました。その結果、2018年度の当社の取締役会は、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が認められる状況にあることを確認いたしました。

今後も、取締役会以外の場における主要議題に関する社外役員と経営陣との意見交換の実施等、コミュニケーションの更なる充実を図り、取締役会の実効性をより一層高めるための改善を進めて参ります。

## 【補充原則4-14- 】 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

常勤の取締役・監査役及び就任予定者には、顧問弁護士から役員としての役割と責務、法改正の動向等の概要について説明を受ける場を設けており、更に新任取締役・監査役は、就任に際し必要に応じ外部セミナーを受講し、善管注意義務等に関する理解を深めております。

社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織などに関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当 社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも十分な情報を提供する体制を整えております。

なお、トレーニングに係る費用は会社負担としております。

## 【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針策定、開示

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

#### 1.建設的な対話に係わる取締役の指定

株主・投資家の皆様との対話窓口であるIR室を管轄するCFOが統括的な役割を担っています。

## 2.対話を補助するIR担当と社内各部門との有機的な連絡のための方策

IR専任部署(IR室)が事務局を担当する「適時開示委員会」を設置しています。同委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成されており、定期的に協議・検討を行っています。

#### 3.個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による対話等の取組みを推進しています。

### (1)株主総会

、 株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示の他、当日の総会の場では事業報告に関する映像 投影を行うとともに、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めています。

### (2)投資家との対話

社長・CFO等によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しており、そのプレゼンテーションの内容を当社ホームページに掲載している他、アナリスト・機関投資家向けに物流センターを中心とした施設見学会を年2回開催しています。

また、ホームページ上に業績や事業内容、経営方針等を掲載し、情報開示の充実に努めています。

### 4.経営に対するフィードバック

株主・投資家の皆様との対話から得た株主の意見・懸念等については、必要に応じて、CFOを通じて経営陣へフィードバックするとともに、重要な事項が発生した場合は取締役会に報告します。

5.対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話に当たっては、「コンプライアンス行動指針」や「インサイダー取引規制規程」において、会社情報の適切な取扱いに ついて定め、社内に周知することで、インサイダー情報の管理に努めています。

## 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	35,416,459	61.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	879,400	1.53
日本水産株式会社	809,330	1.41
味の素株式会社	703,400	1.23
株式会社ニチレイ	700,000	1.22
マルハニチロ株式会社	686,486	1.20
麒麟麦酒株式会社	680,000	1.19
サントリー酒類株式会社	669,506	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	651,900	1.14
ハウス食品グループ本社株式会社	603,400	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

三菱商事株式会社 (上場:東京) (コード) 8058

補足説明

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である三菱商事株式会社との取引につきましては、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定して おり、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社の議決権の62.0%(間接所有を含む)を保有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全 ての領域に幅広〈展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経 営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自 に意思決定しており独立性は確保されています。当社は三菱商事株式会社との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価 格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。 また、当社の取締役10名の内1名は同社の執行役員、監査役4名の内1名は同社の従業員です。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

## 会社との関係(1)

正夕	属性		会社との関係( )											
<b>八台</b>			b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
柿﨑 環	学者													
手嶋宣之	学者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿﨑 環			商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制などに関する高い見識を有しており、取締役就任当初から、客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしています。

手嶋宣之		証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレート・ガバナンスを研究分野とする大学教授として、高い見識を有しており、また、企業における業務経験もあり、取締役就任当初から、これら経験を活かした客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取 締役

補足説明 <sup>更新</sup>

当社は、取締役会の下に構成委員の過半数を独立役員とする「報酬諮問委員会」を設置し、社長の報酬の内、個人業績と連動させた変動報酬 (賞与)について審議しております。

報酬諮問委員会は、現在、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員3名(社外取締役2名及び社外監査役1名)を含む計5名で構成していま す。なお、報酬諮問委員会の議長は取締役の山﨑和氏が務めています。

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長 榎本孝一

取締役 山﨑和

取締役(社外) 柿﨑環

取締役(社外) 手嶋宣之

監査役(社外) 神垣清水

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

## 監査役監査の状況

当社の監査役は、社外監査役2名を含む4名体制となっております。

常勤の監査役2名は、コーポレート部門並びに財務及び経理等の業務経験があり、また、非常勤の監査役2名は、それぞれ弁護士としての知識 及び経験、並びに当社の親会社である三菱商事株式会社での豊富な経験と高い見識を有しております。

監査役4名の内、社外監査役 木崎 博氏及び非常勤監査役 高橋吉雄氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

常勤監査役の内1名は、常任監査役として監査役会の議長及び特定監査役を務めており、また、監査役を補佐する専任スタッフ2名を配属し、機 動的に対応する体制としています。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、経営の状況を把握するほか、監査方針及び監査計画に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、取締役の職務の執行状況について監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合をもち、緊密な連携を通じて効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、子会社については、子会社を管理する取締役の職務の状況を監視・検証するため、経営会議等において経営計画や重要事項の審議を確認し、また、派遣取締役等から情報を入手、必要に応じ、助言を行っております。更に、グループ監査役連絡会を開催し、子会社の監査役と緊密な連携を図り、情報共有・意見交換を行っております。

#### 内部監査の状況

内部監査は、他部門から独立した社長直轄組織の監査部が担当しております。監査部は、当社及び子会社を対象とした会計監査及び業務監査を実施し、業務活動の適正性又は効率性について監査を実施しております。

会計監査の状況

## 1.監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## 2.業務を執行した公認会計士

(指定有限責任社員 業務執行社員) 峯 敬氏、坂上藤継氏

#### 3. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計試験合格者等3名、その他12名であります。

#### 4. 監査法人の選定方針と理由

当社は、法令、コーポレートガバナンス・コード及び監査役会が定めた選定基準に基づき、会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に判断し、監査法人を選定しております。当監査法人は幅広い業種における監査経験を有しており、また、公認会計士・監査審査会による検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいても一定の評価を得ている等の状況を総合的に勘案し、会計監査人として再任することと致しました。

## 5.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。定性面では「会計監査人の適格性」「品質管理状況」「監査方法の相当性」を評価基準とし、定量面では「監査報酬の合理性」「同業他社の監査報酬水準」を評価基準としております。当連結会計年度においても、これらの観点から監査法人の職務の遂行に関する状況等を具体的に確認し、評価しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

# 会社との関係(1)<sup>更新</sup>

氏名	属性														
<b>K</b>			b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m	
木﨑博	他の会社の出身者														
神垣清水	弁護士														

## 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

# 会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木﨑博			当社親会社の三菱商事株式会社において、主に財務・会計関連業務に従事し、地球環境・インフラ事業グループ管理部長を経て、常勤監査役を務めるなど、豊富な業務経験と、財務・会計等に関する知見を有しています。
神垣清水			監査役就任当初から、弁護士としての経験・知識に基づき、客観的・中立的な立場から、当社の監査役としての責務を果たしております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしています。

その他独立役員に関する事項

当社において、独立役員の資格を充たす社外役員は3名であり、当社は当該社外役員を独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としています。 当社は、株式報酬型ストックオプション等の報酬は導入していませんが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給 額を決定しています。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- 1. 取締役(社外取締役を除く)
  - a.対象となる役員の員数 9名
  - b.報酬等の総額 272百万円(内、基本報酬225百万円、賞与47百万円)
- 2.監査役(社外監査役を除く)
  - a.対象となる役員の員数 2名
  - b.報酬等の総額 31百万円(基本報酬)
- 3. 社外役員
  - a.対象となる役員の員数 4名
  - b.報酬等の総額 54百万円(基本報酬)

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無<sup>更新</sup>

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 1.役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
- (1)取締役の報酬等の額は、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や取締役個人の成果等を加味し、決定しております。決定方法につ きましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬は取締役会において総額を決議すると共に個別報酬額につい ては代表取締役に一任することを決議しております。また、監査役報酬は監査役の協議で決定しております。
- (2)取締役報酬は2007年3月開催の定時株主総会で報酬枠を取締役12名以内について年額5億円以内、監査役報酬は監査役4名以内について1 億円以内として支給することを決議しております。また、社外取締役は2016年6月開催の定時株主総会で取締役報酬枠5億円の内、5千万円以内 と決議しております。
- 2.業績連動報酬(業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針、業績連動報酬に係る指標及び業績連動報酬額の決定方法等) (1)取締役の報酬は、固定報酬(基本報酬)並びに全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としております。固定報酬及び変動報酬の支払割合は、取締役の責任に対する適切なインセンティブ付与の観点から取締役会での審議を経て決定しております。 (2)全社業績目標の達成度に連動する報酬は、フォーミュラを定めており、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標としており、達成割合に応じて支給額を決定しております。
- (3)個人の貢献度に応じて支給する報酬は、社長以外の業務執行取締役は社長による評価を行った上で決定し、また、社長の評価は独立役員を過半数とする報酬諮問委員会の答申に基づき決定しております。
- なお、これらを反映させた報酬総額を取締役会で決議する際には、事前に独立役員に説明し意見を聴取した上で審議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会開催前に事前説明及び資料配布がされており、非常勤の社外監査役には、当社常勤監査役から事前説明をしています。また、社外取締役・社外監査役へのサポート窓口を設定しており、社外取締役や社外監査役が求める情報を適確に提供しています。 なお、社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しています。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 😎

更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の業務執行の監視・監督及び監査を行っています。

#### 取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の 実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。

### 1.取締役会の構成

取締役会は、現在、社外取締役2名を含む計10名で構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しています。なお、取締役会の議長は 代表取締役の森山透氏が務めています。

#### 代表取締役社長 森山透

取締役(兼)常務執行役員 SCM統括(兼)菓子事業本部長 古屋俊樹

取締役(兼)常務執行役員 営業統括 杉山吉彦

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長 榎本孝一

取締役(兼)常務執行役員 関西支社長 毛利信作

取締役(兼)常務執行役員 営業統括代行(兼)低温事業本部長 小野瀬卓

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 山名一彰

取締役 山﨑和

取締役(社外) 柿﨑環

取締役(社外) 手嶋宣之

常任監查役(常勤·社外) 木﨑博

監査役(常勤) 榎本猛

監査役(社外) 神垣清水

監査役 高橋吉雄

#### 2. 取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定·経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しています。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しています。原則として、取締役の総数は12名以内としています。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

#### 3. 取締役の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

## 4.取締役会の審議内容

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しています。

## 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役柿﨑環氏及び手嶋宣之氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

## 監査役会

監査役会は、法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役(社内)の高度な専門性と豊富な経験に基づく視点、社外監査役の中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保しています。現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しています。

#### 1. 監査役会の構成

監査役会は、現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しています。なお、監査役会の議長は常任監査役の木崎博氏が務めています。

常任監査役(常勤·社外) 木﨑博

監査役(常勤) 榎本猛

監査役(社外) 神垣清水

監査役 高橋吉雄

## 2. 監査役候補者の選任方針

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と

高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任することとしています。

なお、心身の故障、非行行為、その他監査役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

#### 3. 監査役の選任手続

上記の監査役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役神垣清水氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

監査役監査、内部監査及び会計監査の状況については、II1.「監査役関係」内、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

## 経営会議

当社は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しています。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を 含め執行役員に委ねることとしています。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定してい ます。

#### 1.経営会議の構成

経営会議は、現在、社長及びその他の役付執行役員9名、常勤監査役2名を含む計12名で構成しています。なお、経営会議の議長は社長の森山 透氏が務めています。

## 社長執行役員 森山透

常務執行役員 SCM統括(兼)菓子事業本部長 古屋俊樹

常務執行役員 営業統括 杉山吉彦

常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長 榎本孝一

常務執行役員 関西支社長 毛利信作

常務執行役員 営業統括代行(兼)低温事業本部長 小野瀬卓

常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 山名一彰

常務執行役員 北海道支社長 中川英二

常務執行役員 加食事業本部長 山本泰生

常務執行役員 酒類事業本部長 橋本和典

常任監查役(常勤·社外) 木﨑博

監査役(常勤) 榎本猛

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置づけ、体制の構築に努めています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

## 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より3営業日前を目安に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年度定時株主総会から導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、平成27年度定時株主総会から参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年度定時株主総会から狭義の招集通知及び参考書類の英訳版を作成しています。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しています。 招集通知を当社ホームページに掲載しています。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	決算説明会を年2回(期末、第2四半期末)開催する等、当社への理解を深めていただ〈様、積極的に活動しています。また、物流センターを中心とした施設見学会を年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表者のメッセージ、ニュースリリース、決算短信、事業報告等を掲載し、幅 広くかつ平等な情報提供を心がけています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	

## 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」の下、企業ミッションとして『「中間」から「中核」へ。食と暮らしの明日を創造する。』を掲げ、従来の「中間流通業」の枠を超え、食と暮らしのバリューチェーンの「中核」を担う企業として、明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することにより、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーの期待に応える方針としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、企業が果たすべき責任として、環境への取組みを経営の最重要課題の一つとして捉え、「環境・CSR委員会」を設置し、食の安全・安心・豊かさを育む社会をめざし取り組んでいます。 具体的な対応として、ISO14001環境マネジメントシステムの認証取得と運用継続、オフィス、物流センターのエネルギー使用量及びCO2排出量削減、発生抑制はもとより従来廃棄処理していた食品廃棄物をリサイクルすることで食品リサイクル率向上に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社では、企業経営の透明性、公平性を高めるため、会社情報や財務情報を積極的かつ適時に情報開示することを基本として、株主及び投資家の皆様に対し、常に必要な情報を適確・迅速に提供するため、広〈IR活動を推進し、情報公開に努めています。また、当社及び当社グループにおける重要事項を網羅的に集約し、情報開示の適時性・適正性を確保するため、情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長をメンバーとする「適時開示委員会」を設置し、適時開示体制を整備しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、下記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、体制整備を図りました。 今後は、本方針に基づき実行するとともに、更なる体制の充実を図っていきます。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」)の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。

本方針は、当社の全役職員(顧問、嘱託、出向者を含む)に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

- 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、全社リスクマネジメント委員会を設置するとともに、個別のリスク案件に対応するために、投融資委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、適時開示委員会、環境・CSR委員会、BCP委員会等を設置する。
- (2) 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。
- (3)法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づき、当社内及び社外(弁護士)に設置する当社グループ相談窓口の何れかに報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
  - (4)監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。
  - (5)監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - (6)当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社グループは、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、 リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- (2) 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- (2)当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6.財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

- 7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員(監査役補助者)として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- (2) 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事(評価、異動等)に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- (3)監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。
- 8.取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1)取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- (2)監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- (3)当社のコンプライアンス担当部局は、当社グループのコンプライアンス相談窓口に報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
- (4)監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。
- (2)取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の関係者(取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等)との意思疎通、情報の収集·交換が行える体制を整備する。
- (3)取締役は、監査役の職務の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。

(4)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的な活動や勢力に対しては毅然たる態度で臨み、利益供与は一切行わない。」ことを遵守事項として定めています。

## < 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

- 1. 役職員の行動指針としての、上記行動指針に反社会的勢力排除に向けた指針を定めており、また、利益供与規制運用基準、不当要求対応マニュアル等を整備し、研修・教育の実施により、反社会的勢力排除への対応についての徹底を図っています。
- 2.上記行動指針が記載されたカードを全役職員に配布し、周知徹底を図っています。
- 3. 本社コーポレートガバナンスグループを反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しています。

## 1.買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## <適時開示体制の概要>

当社は「適時開示委員会」を設置し、重要な会社情報について「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、公正かつ適時適切に開示する体制をとっています。

適時開示委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、メンバーは広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成しています。同委員会では集約された会社情報について協議・検討を行い、適時開示の要否、開示内容、時期及び方法を決定しています。

また、重要な会社情報については「インサイダー取引規制規程」に基づき、情報管理の徹底を図っています。

重要な会社情報における決定事実・決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、取締役会の決議後、速やかに情報開示を行っています。なお、第1及び第3四半期決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、経営会議にて決議し、速やかに情報開示を行うこととしています。

発生事実については、状況に応じ、情報取扱責任者の判断で適時開示委員会の決定をもって速やかに開示、その後、取締役会へ報告することとしています。

情報開示の方法は、TDnetへの登録を行い、東京証券取引所内・兜クラブ及び東京商工会議所内・記者クラブへの資料投函を行うとともに、当社ホームページへの掲載を行っています。

